

お知らせ

記者発表資料

令和 5 年 2 月 2 1 日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

建設業者に対する監督処分（営業停止）について

本日、中国地方整備局は、別紙のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1（代表）

【担当】

計画・建設産業課長 さ さ き まさる
佐々木 優 （内線 6 1 2 1）

計画・建設産業課 課長補佐 ど い まなぶ
土井 学 （内線 6 1 4 2）

建設業者に対する監督処分（営業停止）について

国土交通省中国地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号	許 可 番 号	代 表 者	所 在 地
アイサワ工業株式会社	国土交通大臣許可 （特-02） 第4120号	逢澤 寛人	岡山県岡山市北区表町1-5-1

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

（1）期間

令和5年3月8日から令和5年7月5日までの120日間

（2）停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

3. 処分理由

アイサワ工業株式会社（以下「同社」という。）元顧問は、令和2年11月20日に防衛省近畿中部防衛局が執行した「岐阜（2）評価施設新設建築その他工事」（以下「本件工事」という。）の一般競争入札において、当時防衛省近畿中部防衛局建築課長から本件工事の秘密事項である調査基準価格と近似した価格の教示を受けた。さらに、同社元名古屋支店長及び銭高組・アイサワ工業建設共同企業体の代表企業である株式会社銭高組の元名古屋支店長とともに共謀し偽計を用いて、公正な入札を妨害したものである。

これにより、同社元顧問及び元名古屋支店長は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）第8条違反及び刑法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害罪）違反に該当し、両者は令和4年11月7日に懲役1年6ヶ月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。